

業務概要

業務名	荒山公園駐車場管理運営業務	
業務番号	2025-714	
契約担当課	業務課 愛護会グループ	担当 山本・登り山・大門
担当課等連絡先	Tel 072-245-0070	Fax 072-245-0069
施行場所等	堺市南区宮山台2丁地内 荒山公園駐車場 (P1, P2, P3, 臨時P)	
主な仕様書の変更点	無し	
入札参加資格	<p>本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。</p> <p>(1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格について、堺市の種目「建物の維持管理 051004 人的警備」で登録している者。</p> <p>条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書の申請締切日（以下「参加申請締切日」という。）から開札日までの間、有効な登録を有していること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。）第3条の規定に該当していないこと、かつ公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定に該当していること。</p> <p>(3) 参加申請締切日から開札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと、かつ公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。</p> <p>(5) 参加申請締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力</p>	

	<p>団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。) を受けた当該通報に係る者でないこと。</p> <p>(6) 本入札の入札者 (契約に関する権限等を委任された受任者を含む。) が、他の入札者 (契約に関する権限等を委任された受任者を含む。) を兼ねていないこと (同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。)</p> <p>(7) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加申込 (以下「入札参加申請」という。) を行っている場合</p> <p>イ 本入札に入札参加申請している他の組合の組合員である場合</p> <p>(8) 入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。</p> <p>(9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。</p>
履行期間	令和8年2月4日から令和8年4月10日まで

※ 詳細については、仕様書、入札説明書等をご覧ください。